

別紙3

植栽・保育作業の実施条件

活動希望申請書は、下記の作業条件を踏まえて作成いただきますようお願いいたします。申請書に記載いただいた植栽樹種、苗木、植栽密度等につきましては、別途地域の学識経験者、地方自治体等を交えた審査委員会において、現地への適応性について確認させていただきます。

記

1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮させるため、将来的に「根系及び樹冠が発達して、十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林」とすることを目標とした森林整備をお願いします。

2 植栽樹種について

○海岸部：針葉樹：クロマツ、アカマツ

○内陸部：針葉樹：クロマツ、アカマツ

広葉樹：コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、クリ等

○広葉樹については、上記樹種を中心に列状または塊状に混植となるようお願いします。

なお、今回の公募箇所は概ね内陸部に該当します。

3 苗木について

○ マツについては、治山事業で使用する苗木の規格・品質※に準じたクロマツ（又はアカマツ）とするようお願いします。なお、通常の（抵抗性でない）クロマツ（又はアカマツ）を使用する場合は、植栽箇所を松くい虫被害の発生しにくい箇所や被害防除のしやすい箇所に調整させていただきます。

※治山事業で使用する苗木の規格・品質

- ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。
- ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。
- ・ 抵抗性クロマツ採種園産の種子から育てた苗であること。
- ・ 健全に育成された2～3年生苗（コンテナ苗を含む。）で、苗長25cm以上、根元径4mm以上であること。

○ 広葉樹については、できるだけ地元産の種子から生産された、宮城県内海岸部に自然分布する上記樹種の苗木とするようお願いします。遠隔地から入手する

別紙3

場合には、あらかじめ任意の様式により産地を届け出てください。

4 植栽時期について

- 海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期（4月～5月）に植栽を実施するようにお願いします。活動面積が1haを越える場合は複数年にわたる計画的な植栽も可としますが、その場合もなるべく早く植栽を終了するようにお願いします。（希望面積が1ha以上であった団体は、調整後の面積が1ha未満になった場合でも複数年にわたる植栽も可とします。）

5 植栽密度について

- 原則として、治山事業での植栽密度に準じることとし、1ha当たりマツ類は5,000本以上、広葉樹は3,000本以上の植栽密度が確保されるよう実施願います。

6 植栽後の保育作業について

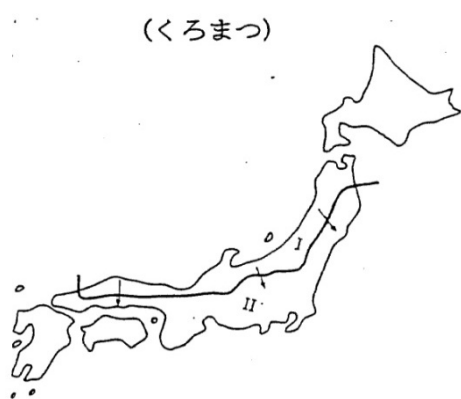
- 植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められますので、必要な場合は、植栽翌年以降、改植、補植などの実施をお願いします。
- 下刈りについては、植栽木が根付いて雑草や灌木の背丈を超えるまでの間、状況に応じて年間1～2回実施願います。

7 その他

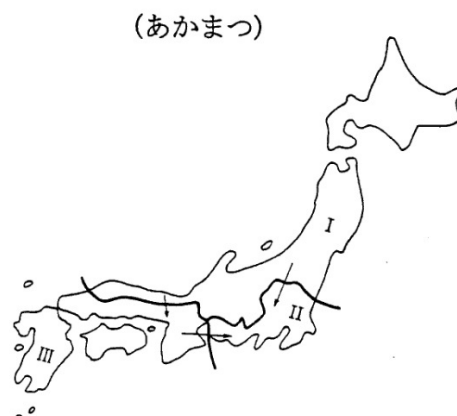
- 大規模な土地の形状の変更や、構造物の設置は行わないようお願いします。
- 植栽、補植、保育作業の実施に当たっては、事前に宮城北部森林管理署と作業内容や日程、自動車の入込み台数等について調整願います。作業者が多い場合の緊急時の避難や駐車スペース等も考慮し、必要に応じて日程等を調整させていただく場合もありますので、ご了承ください。
- 現地に機材・資材等を留置しないでください。
- 作業道上を走行、転回する際には、道路から逸脱しないでください。
- 施工区内に設定している試験地への立入や管理用道路以外への車輛の乗り入れは行わないでください。

林業種苗法に基づく種苗の配布区域

林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣の指定する種苗の配布区域(昭和46年2月1日農林省告示第179号)



※ II 区では I 区で生産された苗木も使用可能



※ I 区で生産された苗木のみ使用可能

○アカマツについて、林業種苗法24条第2項ただし書きに規定する「特別な事情がある場合」に該当し、「林業種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通達)」に基づき、農林水産大臣の承認を受けた場合はII区で生産された苗木も使用可能です。(必ず大臣の承認書類の写しを提出して下さい。)